

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治甲子三月九日書

横濱西金銀行

福生配(山川)書本

下請銀行紙

銀行一里券之標是法股

本行下請銀行紙之標一乃三書之標有
標之部上書之標一乃三書之標有
利之便於銀行之標一乃三書之標有
三書之標有標之標一乃三書之標有

印

明治甲子三月九日書

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the words "Yokohama Specie Bank" and "London".

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L.D.
YOKOHAMA

Handwritten notes in English and Japanese, including the phrase "下指" (Shimoji) and other illegible text.

拜啓一昨日評議而後公債候選案
左大臣毛捺印相濟候、付字、差上申候故
具

四十四年十月十六日

國債局長 山崎四郎

日本銀行造幣部高橋是清殿

利本共三萬八組、銀行、了、淡江、了、送附、了、


明治四十四年十月十六日
臨時事件公債
抽籤執行
十一月十五日(水曜日)
十一月一日(火曜日)

四十四年十月十六日整理善後公債抽籤

公債抽籤償還事件

臨時事件公債

計千萬圓

右明治四十四年三月十五日(金曜日)償還

抽籤執行

十一月十五日(水曜日)

告示並表

十一月一日(火曜日)



銀行團と四分利債

銀行團は本年二月を以て其存立の最終期限となせるが當地銀行家團に於ては三月以後の存廢問題につき未だ何等の協議をなさざるも大體繼續に傾けるもの...

明治四拾五年二月十日 銀行團の存廢 第一回 中外商業新報

東西銀行家の打合せ 銀行團に依り計畫せられたる公債借換當時に西銀行家に於て組織せられしシナチ...

明治四拾五年二月十日 桂公と銀行團 第一回 東洋新報

桂公と銀行團 東西の主要銀行より成りし四分利債政策遂行に伴ふシナチ銀行團は本月限り期限満了の意なるを以て此種...

銀行團解散説

政府の冷淡と有名無實 一昨年桂内閣の四分利債借換計畫を立つるや之が遂行を期す爲め東西大銀行家等シ...

四分利債の前途

前年桂内閣時代に於て四分利債公債を發行するに方、東西のシナチ銀行團は不文文的に一種の申合せを爲せり...

明治五年二月十五日 第一回 夕新聞

明治五年二月十日

資本團解散か

△山本蔵相乗氣なし
桂内閣が四分利公債乗換に利用せざるの
と正金三井、三菱、第一、第三、十五、
百安田、住友、神戶、山口、浪速、三十四、
北濱など東西十四大銀行に懇請してシン
チケートを組織せしめ之を以て公債を引
受けしむるも其公債市價の維持に努む
る事を要ししり資本家は一昨年三月より
本年二月に至る二箇年間に以て團體の存
続期間となり資本團成立して間もなく
其一員たる關西の基新銀行は不徳に
も規約を破りて高直に公債を買替きたる
も其他の團體は兎も角規約を遵守し居た
るに拘らず桂内閣の無理なる人為的公債
政策の果しは今日に於て四分利公債
八十七八圓の相場となり當時の發行價格
九十五圓に比し實に七八圓の下轉となる
に至りては殊に資本團存続の必要なきも
の如し觀あり是に於て山本蔵相は昨今
之を存続に乘氣なき態度を採るに至れり
併し資本團員中には此後支那にありては
借款問題出すべきを以て折角成立せる

資本團なれば之を存続せしめ對海放棄に
關して大に困難するの必要ありと説くも
のあるも一方には最初政府より懇請して
成立せるものなれば蔵相に於て乗氣なき
以上は一度之を解散し對海放棄に關する
連絡に就ては別に更めて協定すべしと主
張する者もありて存続か解散か各員の意
見未だ一致せざるを以て來月十日前後全
團手形交換所聯合大會の開會せらるる折
を待ち一同會合して其意見を決定する由

銀行團存続問題

桂内閣時代に方り公債整理發行援助の
目的を以て組織せられたる十四大銀行
より成るシンチケートは愈々本月を以
て存続の期間満了せんとし爰に解散否
解散の論を生ずるに至れり
解散論者は曰く最初政府の公債借替の
目的を達せしむる主旨を以て組織せら
れたるシンチケートは公債借替政策の
中止と共に解散すべき當なりしも當時
四分利公債の直段を維持する爲め、稍
々性質を異にせる公債の非賣組合とな
りて今日に及べり、然るに元來不自然
の方法を以て募集したる四分利公債は
一非賣組合の力を以て直段を維持し得
べきに非ず、金融の大勢に連れて漸次
下落して今や發行當時より七八圓の下
箱となり、加之内閣更迭後に於ける
大蔵大臣の方針は前大蔵大臣とは大

日本銀行

シンチケートと公債價格

別に驚くの要なし
シンチケート銀行團中には其存続期間の
満了期たる二月末を以て解散すべしとの
意向を有するものある一方には凡そシン
チケートなるものは四分利公債借替とい
ふが如き特定の目的の爲めに結合したる
團體に過ぎざれば其目的を達したる後には
是れ單にシンチケートなるもの存続するこ
と無き性質のものなれば今更存続を決す
るの要なしと復りにシンチケートが公債
價格低減防禦を目的として二ヶ年間の存
続を契約したりとするも四分利公債は發
行價格の九十五圓より八十七八圓に暴落
し當初に比し七八圓方低位に下り此點に
對ては何等の目的を達せず此公債價格の
維持すべきことは全然失敗に終れり斯くの
如く何等の効力を有せざるシンチケート

に過きを異にして寧ろ自然の成行に放
任するの風ありて深く四分利公債所有
者の損失を顧みざるの觀あれば徒に民
間に於て價格維持にヤキモキするも何
等の効なし、されば此際團體を解散し
て單獨の行動を取るも可ならずやと云
ふにあり
之に反して存続を主張するものは曰く
シンチケートは四分利公債借替に伴ふ
一起りたるものにして其相場を維持す
ること亦重なる目的なりしと雖も該組
合は單純に公債政策遂行の機關として
組織せられたるものに非ず、對清其他
放資上の相換機關として之を利用した
ることあれば將來に於て該機關を存続
するが爲め何等の費用も何等の不都合
をも生ぜざるを以て有力銀行家の一團
体として存続すること可ならずやと云
ふにあり
吾人を以て考ふるに兩説其相當の理
由ありて何れを正とし何れを否とする
を得ざるも一方に於て政府と銀行團と
の意志を十分に疏通せしめ、假令ひ前
内閣が不自然の方法を以て募集したる

公債なりとするも其下落は所有者たる
國民の大苦痛とする所なれば當局をし
て其相場の維持に就いて銀行團とも協
商の上相當の手段を取らしむると共に
他の一方に於ては當に公債政策に伴ふ
機關として之を存続するのみならず他
の借款に對す相換機關として國体を存
續し以て將來必ず大に起るべき對清借
款等に對し一致協同の歩調を取り國家
の爲め努力せられんことを切望するも
のなり

の存否は今更論するまでも無く期限の到
期次第に創設すること當然のことにして
殊更解散云々を嘆々とするの要なかり
し而して自然消滅後假りに對清借款と
か市公債の引受とかいふ問題の起るとき
は之を目的として再びシンドケットの結
合を爲せば可なり故に眼前に特定の目的
も無く債務の維持も出来ざるシンドケッ
トは今日既に自然消滅せるものと見て差
支無かるべきが獨りシンドケットの存続
せざるべきはシンドケット銀行が所有公
債を賣却してしまふ其價格の下落を
防駁するの恐ありとの掛念を抱くもの
らんかたれども元來四分利公債を九十五
圓にて發行したるものが當初より折外れ
の大間違ひにして何程シンドケットの勢
力を以てしたりとて到底其價格を維持し
得べき事情に非ざることは初より分り切
つたることなり四分利公債の發行に對
しては當時桂總理兼閣議の機密たる
より地方の公債團體も特殊銀行も亦至
間銀行にても無理とは知りつゝ之を援助
したるに違ざれば四分利公債の所有向
は宮内省、特殊銀行、公共團體、大藏省

預金部に大部分を占め純粋民間に散在
せるは安田の一千萬圓を初め續々三千萬
圓見當と見て大差無かるべく其安田の一
千萬圓と云ふものを安田系の多數銀行に
分配すれば一銀行の所有高は知れたるも
にて要するに一行最高の所に三百萬
圓と見れば誤算なしとすれば各銀行にて
大に持二餘之を賣却するといふ掛念は
殆んど杞憂に過ぎざるは勿論假令ひ之を
賣却するもまた其價格を低落するの
外なきを以て銀行にて斯る所分を斷行す
るもとは受取ればシンドケット消
滅したりとて別に驚くに足らざるべしと
や。

時事新報

明治四拾五年二月廿四日
第 回 時 事 新 報

銀行團と公債

前編が公債借款に着手するや新公債
の發行に便ならしむる爲め東洋の大銀行
をしてシンドケットを組織せしめたるが
二年間を限り東洋の銀行に於て其引受け
たる四分利公債を市場に開放たざるの内
約を結ぶたるは世間に認めれなき事實なり
然るに其二年間の期限は今日を以て到達
したるより大蔵閣の銀行團はシンドケッ
トの解散を主張するに對し東京團に於て
はシンドケットは解散するに及ばざるも
四分利公債を賣放たざる可しとの約束は
之を廢却せんと希望するもの多しと云ふ
本報銀行團が此種の内約を結ぶたるは政
府の意を受けて新公債價格の下落を防ぐ
の手段に出でたるものなれば今も金融總
論の大勢は斯る人爲の小策に依りて永く
支へ得べきものに非ず現に東西の各銀行
は忠實に其約束を守りたるに拘らざる可

日本銀行

明治四拾五年二月廿四日

引受銀行團解散

先四分利公債換公債發行の際、東京團
の銀行團は聯合して、公債の引受に當
り、又公債の市價を維持する爲め、發行
價格以下の價にては、之を市場に賣出さ
ざることを約定して、以て今日に至れり。
四分利公債が發行價格以上の市價を維持
せんか、銀行は自由に引受公債を現金に
引換ふるを得るを以て、右の約定の如き、
銀行の營業に何等の不都合を感ざるを
得たれども、元來引受銀行が單に公債を
所有しつゝ、あるの一事を以て、市場利率
を騰貴したる利付公債の市價を維持する
が如き金て及ぶ可からざる所にして、
發行後市價は常に發行價格以下に居るを
以て、公債は事實引受銀行の特權と爲
れり。而して今後公債市價が特に騰貴す
るが如きは望む可からざるに同時、金
融の狀況を見れば、日本銀行の金利は市
中の金利と相前後して引上げられ、政
府が財政の關係より市場を壓迫するの

四分利公債は漸次市場に其價を失して昨今
漸く八十七圓を維持するの有様なるは
一般金利の關係上、當然の成行にして
毫も政府に足らざる理由の所見を以てす
れば政府に於ては公債政策遂行の爲め
銀行團内約の結果に頼む所ありしならん
と雖も實際に此内約は四分利公債の價格
を維持する上に格別の効果なきのみか寧
ろ其下落を促したる一原因ならざりしや
を疑はざるを得ず如何とせば銀行團の
間には一種の約束の存在事實は公然の秘
密にして之を知らざるものなく世間にて
は四分利公債には人爲的の上手段の附隨
するものと認め其市價を對引して計數
するの當なれば左れば二年間の期限
到來したる此際、斯る不自然なる約束を
維持する、無用なるは云ふまでなき所に
して其引受けたる四分利公債の處分は今
後各自銀行の自由に一任す可きものなり
或は斯くするときは同公債は俄に市場に
流出して爲めに甚だしく其價格を失ふに
至る可し殊に鐵道資金の調達を目的と
する公債は早晩發行せられ其利率は四分
利公債に優る可しと豫想せらるるの場合

各銀行が争て四分利公債を賣却するに於
ては夫れこそ大體なりと思ふものもあら
んたれども若しも各銀行が此際既に所有
公債を賣放たんとするに於ては價格下落
の爲め自ら此上の損失を負担せざる可
らざるが故に自衛の必要上互に警戒し
て一時に多額の賣物を市場に出し市價の
暴落を招くが如きことは先づ之なしと見
て間違ひなる可し果して然らば内約の
存否は公債の市價を左右するに格別有力
なる原因と爲らざるのみか斯る露骨なる
制限を解きたる方、寧ろ世間の安心を買
ひ其信用を増す所以なる可し金利の低落
は國の産業發達に取りて必要の條件たる
に相違なしと雖も其低落は國內に資金充
實して金利の騰進、自然に低下するを待
たざる可からず今日我國民の實力を歐米
諸國民と比較するに例へば銀行預金、保
險契約高、郵便貯金等の貯蓄金に就て見
るも非常の相違あるに物ほらず獨り金
利のみを政府の一策に依り直に歐米諸國
に近づかめんと企てたるは無理なる能
文にして其無理を推測せんとしたる結果
は各方面に種々の障礙を生じたるのみ
是れに就ても四分利公債の始末は政府の
力を以て金利を左右すること能はざるの
實例として見る可きものなり

明治四拾五年二月廿八日
第 第 回 大阪毎日新聞

銀行團の満期消滅

●銀行團の満期消滅 本月初を満期させる東西銀行シンドケートの存廢については各銀行家は來月中旬開會の手形交換所聯合大會出席の序に協議すること、なるべきが當地團の一般の意向は最早存廢の必要なきを以て自然消滅に任ずる可なりといふにあるもの、如く政府も亦強て其必要を認めざるを以て交換所大會を機として従前の盡力に對し相當の操拂あるべく此等利用もありて例年より一ヶ月早く聯合大會を開催せしむるに至りしものなるべく尙又存廢の必要を認むるすれば一應満期と共に自然消滅に歸したる後再び團結する事を約束するに止まるべきかといふ

明治四拾五年三月九日
第 第 回 東京毎日新聞

銀行團繼續乎

●銀行團繼續乎 我世凱が日英傳來露の六國より借入るべき四億萬兩は政治的借款にて利率も安かるべければ我政府も到底普通銀行より募集する能はず勢ひ當局者より引受銀行團に交渉することより事實上消滅し又存在せしむる必要なしと説く銀行多數なるも今後滿國借款等當局者と銀行家と協力すべきこと多かるべく結局從來より一籌興したる意味に於ける繼續となし遂に繼續するに至らんとすの事なり

明治四拾五年三月十二日
第 第 回 大阪毎日新聞

公債低落と銀行團解體

▲公債は、數日間に著しく低落せり 即ち五日に第一回四分利は八十六圓九十錢なりしに昨日の中債は八十五圓六十錢に下り第二回四分利も亦同期間に八十六圓より八十四圓七十錢となり兩者共僅々五日間に一圓三十錢方の大低落を告げたり同時に特別五分利も九十六圓五十錢より九十六圓十錢となりて四十錢方引下り甲號五分利も亦九十四圓八十錢より九十四圓三十錢となりて五十錢方引下りたり此二者の下落は四分利公債の崩落に連れたるものならんが公債が短日間に於て、下落を演じたるは既性において稀に見たる現象なり

もの、如し然るに獨り公債のみ異常の崩落を告げ時に四分利公債において最も甚しきは特別の原因伏在するにあらずるなき歟

▲元來四分利公債は金利の大勢に當みるところなく前内閣の財務當局者が從らに職名に關係して發行したるものなれば發行價格を維持するの困難なるは發行當時より分り切たる事なり故に當局者も四分利の前途については危懼措く能はずなりしもの、如く東西銀行のシンドケートを組織せしめこの銀行團をして各自引受けたる四分利公債を市場に賣出さざる内約を締結せしめ依つて以て價格を維持せしめんを力めたり然るに金融界の大勢には流石の銀行團の勢力も托する能はず四分利は總らず低落の歩調を辿り來れるは世人の熟知する所なり或者の如き四分利には市場に賣出せるもの僅少な故に低落の危險の虞なしといへるは僅々數ヶ月以前なりしも樂觀論者の觀察外實に外に發行價格を下ること九圓四十錢の市價を現出するに至れり今後の市價は容易く復舊し難きも四分利と五分利との利差より言へば前者は今尙尙高位にあるを以て更に一層下落す

明治四年

の危險なしとせざるなり

▲銀行團の勢力は四分利の低落を支へ得ざりしといへ内約に基きて一種の四分利不買同盟を存せし問は市場に浮動公債を増さざりしだけ幾分その下落を支へたりし發行團は去月末日滿期と共に自然に解體し來るべき金融手交換所大會においても銀行團組織の議現はれざる懸念なるより不買同盟は自ら解けその結果利差の面白からざる四分利は市場に賣出されつ、あるより斯かる崩落を演じ來りたるものなるべし是れ實に自然の趨勢なると共に前内閣の公債政策の益々認めれることを明々地に立証するものなり

明治四年

明治四拾五年三月十四日
第 第 回 東京二六新聞

下受銀行存廢

●代表者の聲明問題 四分利公債不買同盟期は二月末日を以て過ぎたるが之と同時に公債下受銀行團の存廢に就ては同盟銀行間に甲乙の說あり存廢を是とするや非とするやは容易に決せざりしが十二日交換所大會終了後協議するに手ざりしより該團存廢問題は自然消滅に歸せる操拂ふるものあれども我輩公債價格の維持及外國に對する帝國財政の信用保持の目的上當局者と協議するの必要あり今夕を以て下受銀行團の代表者は打揃て山本總領を官邸に訪問し懇談する所あるべしと聞く斯く如何に決すべき乎は未定なれども恐らく何等かの條件を獲得して存続するならんこと云ふ今對滿投資の問題其他に依り公債價格の存廢も必要とする理由あるのみならず國家財政上より公債價格の維持最も必要なるものあれば此後思現されんも知れず注意すべき傾向は諸銀行團の一角より暴露せられ居れり

明治四拾五年三月十四日
第 四 回 中 外 商 業 新 報

藏相銀行家招待

東西銀行家と會議
今回各地交換所聯合大會の開催を機として四分利公債の爲め設けたるシンデケート斷を解散するに決したるを以て山本藏相は十三日午後六時右シンデケート銀行の代表者を赤田町の官邸に招待し其勞を謝す爲め晚餐會を催せり當日定刻に一同參集晚餐を共にしたる後先づ山本藏相立つて一席の挨拶を述べ且つ二年に渡るの間各銀行家が互に協力して四分利借換の目的を達せしめたる功勞を謝し次いで淺澤男は吾々微力にして所期の萬分の一も達するを得ざりしに藏相の鄭重なる款待を受くるは却つて恐縮する所なりとて感謝の意を表し斯くて各自目下の經濟財政談を語り合ひ何れも胸襟を披きて所見を交換し午後十時退散せり當日の列席者は左の如し
淺澤男 水町 長六 三島 龍太郎 池田 勇 三浦 一男 佐々木 勇三郎 早川 千五郎 川原 平 赤田 萬藏 安田 善三郎 松方 廣 三木 山健三 中田 健吉 基田 順三郎 渡野 延道 松方 正雄 小塚 正一 永田 仁助 以上藏相 本大臣 藤田 財局長 山崎 商會局長 市會 市井 局長 阿部 野田の兩總務官(以上列席)

明治四拾五年 三月十五日
第 四 回 國 民 新 聞

公債非賣團解散

十三日夜大藏大臣官舎に於て山本藏相は四分利公債發行時既に於て組織せし引受シンデケート加入銀行代表者諸氏を招待して晚餐會を開き茲に豫めての懸案たる同團の解散式を挙げたり即ち同團員の一部に於ては四分利公債の前途は勿論今後短期證券其他西國資金の吸收上同團の存續を必要とする理由あるのみならず酒國借款問題の前途に懸かて是非存続す可しこの説を有する人ありしも藏相は其存續の必要を認めざるより大勢は別限滿了と共に自然消滅と決し十二日夜常關ホテルに於る交換所大會宴會後團員諸氏等最後の決意を爲し十三日朝に於て泛々わさざりし心の中心を吐いたが歡つてゐた。其に就いてお茶の叱られるといふ事はお下に取つて痛痒の無いものであつた。お茶は近所の廣場に二人の子供を遊ばせながらの團員さんで話に耽つてゐた。團員さんは多勢の男の子の母親で其等の子は其々各家を持つて皆相當に暮してゐた

明治四拾五年 三月十六日
第 四 回 東 京 二 六 新 聞

財界漫言

四分利公債引受團はさういふ解散するとなつたさうな山本藏相が之を必要とせぬ爲め何等の條件をも與へないから已むなく解散するのであらう。四分利借換は最早絶望なるものと更ら云ふまでもないが山本藏相が猶ほ柱内閣の遺策を主張して平氣で居るのは面白い。其第一は公債借換政策の中止、減債基金もさうや、何處かに持つて行きさうな案振も見える。▲柱公も定めて不潔に堪へまいと思はれるが底には底のあるもので云ふ▲併し金利の事はさういふ人爲を以て釣上げ釣下げらるゝものでなく柱公の四分利標準は其處黨が極力保持に努めたに拘はらず今日では財界黨の爲め是非でも之を引上げねばならぬ。▲柱公は自れ六開年の久しき其の間、夜夜時時を惜んで渾身の無誠を之に致さなり。本報が英語學者の爲りに如何切なる乎、如何に用處の周到なる乎。何れの頁に載せらるゝ一見歴然たる

修徳来月十日甲辰行方相以下新氣行性代又ノ内ノ行
漢江男侍 ト相輕ノ法果 到申上置候 王且後
高工 御考致候ニ第一銀行代長夫ハ佐々木勇三ノ如シ 淺澤男侍
ハ持ニ租倉等ノトトシテ中折行相成候候方有 既ニ差止候
淺江男侍 七里後三之 二付存折計書等 各人名在在印訂
印下
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
三月三十一日
山本 龍太郎

了 杉 是 坊

行政院會中請業之奉貸下陳去、未十三日由院有

年下請組念代表者多中招待之相成

等卜相讓任候之別成、通之、年下可也、卜相在候

豐河之平成、銀行部前傳其十是、其之候、之持別、同係也

有之候、不、同、相成候、如何哉、卜出、奉任候、其、之、候

右、中、若、若、止、所、其、其、下、候、只

三月二十七日

了、將、送、信、也

山本、在、花、大、臣、用、下

通加 池田成彬、成毅正榮、津田元元 日本銀行

子爵 三島山房

侯爵 一

男爵 池田榮一 佐々木勇之助

安田孝吉

園田孝吉 不卷作 杉方 義行

池田謙之

早川千吉郎

三村君平

安田孝吉

永田仁助

山崎健之

三井銀行

三井銀行

第一銀行

十和田銀行

中野銀行

三井銀行

三菱銀行

安田銀行

浪速銀行

三十四銀行

明治 年 月 日

明治 年 月 日

岩下清周
中田錦吉 君在 奉本銀行
原田二郎
坂野兼通 (在 町田名出)

北濱銀行
住友銀行
鴻池銀行
山本銀行

日本銀行

三井銀行
横濱正金
三井物産
三井火災
三井海上
三井倉庫
三井造船
三井物産
三井火災
三井海上
三井倉庫
三井造船

三井銀行
横濱正金
三井物産
三井火災
三井海上
三井倉庫
三井造船
三井物産
三井火災
三井海上
三井倉庫
三井造船

安部 野矢 雄次
野矢 雄次
女子部 長
野矢 雄次

野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次

日本銀行

山本 大花 大臣
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次

山本 大花 大臣

野矢 雄次

野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次
野矢 雄次

概算

第一回四分利公債應募申込高報告表



摘要	普通申込		代用申込		合計
	價格以上	價格	價格以上	價格	
二月五日申込高	1,440,850	33,381,200	1,861,050	32,744,100	69,427,100
前日までの累計	972,950	22,082,200	1,946,400	14,406,800	49,634,350
總計	2,413,800	55,463,400	3,807,450	47,150,900	89,622,050

38,002,700

11,049,350

本店累計 47,674,050
大阪累計 16,714,250



三

明治

年

月

日

尚樓武伴野人、委身此、四人有、廿四日、再下法
 夕、大敷田、除中、テモ、三人、モ、一、居、れ、法
 ハ、下、中、中、一、天、右、左、加、ハ、石、ト、拘、ハ、以、文
 顔、面、五、音、米、園、新、々、部、合、休、三、音、米、田
 注、ハ、成、類、米、ハ、天、石、若、シ、申、出、テ、堂
 實、ハ、昨、日、年、後、二、時、以、中、其、七、郎、一、来、訪、シ、文、ハ、廿、日、ハ
 野、村、江、七、分、夫、一、再、下、法、成、立、ノ、模、様、其、他、上、京、歸、米
 下、法、話、以、テ、人、身、之、外、一、流、仲、野、人、中、再、下、法、話、性
 ハ、モ、之、有、之、極、法、之、業、ハ、リ、ハ、為、メ、小、湯、地、以、中、野
 取、締、收、之、以、取、カ、タリ、仲、野、高、シ、付、今、人、下、打、金、セ
 高、ハ、テ、ハ、有、ナ、ド、物、法、ハ、上、相、別、ハ、場、ハ、第、一、此、ハ、

四

明治 年 月 日

昨秋より七時以田中七郎、於て小沢宅に訪問し
 具体的に筆記の始末申述せし付、又山氏、此の
 一ト申すに、此の書は、
 蘇、少合、身、上、を、一、事、ハ、一、役、に、於、て、廿、中、間、の、外、主
 之、名、海、の、書、初、見、榎、武、仲、吉、人、ヲ、一、役、ハ、直、接、カ、出
 ハ、モ、ミ、テ、其、ハ、真、ホ、山、氏、方、ハ、此、カ、レ、メ、ハ、一、九、四、三、年、
 ヲ、廿、間、に、挾、ミ、米、リ、ハ、モ、ミ、テ、梅、子、大、阪、榎、武、仲、吉、方、
 對、シ、テ、一、月、中、榎、武、仲、吉、人、著、集、取、次、方、ハ、認、メ、
 本、書、ハ、此、日、ヨ、リ、因、チ、シ、テ、此、方、依、據、カ、
 一、同、條、に、存、ス、カ、レ、バ、一、山、氏、方、ハ、此、ハ、一、止、斷、
 ハ、リ、ハ、一、止、斷、カ、レ、バ、一、山、氏、方、ハ、此、ハ、一、止、斷、カ、レ、バ、一、止、斷、

上

明治

年

月

日

小段ハ中間取立ノルヲ責任ソ負ニ此ニ之ニ及ク單ニ
 情徑 叙之シテ傳ヘ急ニ之ヲ申シハ万是亦少合宜
 難也
 今ヤ野村君外三人ノ再下流者ハ凱歌ヲ奏シテ申取
 下流者ハ下流生始モ夫ハ夜改濟ト云々 劣地
 下流者ハ申ハ今第一再下流ノ一ヲ除カレ残モノモ申
 始末ニ付 右射再下流ノ先達ニ達セシムルハ
 今ヨ正午以下流者ハ在リ於テ相談アリシ所
 以テ小流者ハ代表者一名潘モ有リ決濟ト
 立至ラズシテ相止シ申ハ
 右の諸君方軍情開陳此は如何に決定交

店支阪大行銀本日

明治 年 月 日

大支株或は別行工所株式件買人中第一流より買
 一團より第二回買利公債再下法高タルハツ望
 各株株主昨日金結及書面の上申件等
 今日当地下法始り、各支店、集まり
 新規再下法ノ概ニ系、再下法ヲ修成スル
 親根等大、勅退スルモノナレバ、若シテ法事
 既に達シ、新各引引又相増カ、法本ツ夫
 三期日モ経過シ、本ル等、次回ニ公債高ル系
 高シ加入セシムルカ、又ハ今回、あ々ニシテ一三行
 高シ再下法法本ツ夫、別トシ一先ツ油他

終結
初結

田事
吉井
木村

物お役

二

明治 年 月 日

一
 之決意シ大改^{様式}の別^別に於て之を治回す
 之能^能果^果シト^トイ^イニ^ニ後^後有^有ら^らず
 下^下法^法然^然進^進モ^モ新^新切^切再^再下^下法^法希^希有^有ら^らず
 シ^シク^クツ^ツカ^カル^ルメ^メセ^セシ^シ油^油他^他ス^スル^ルコ^コト^トキ^キ大^大時^時躊^躊躇^躇有^有ル^ルモ^モソ^ソレ^レハ^ハ先^先に^に決^決意^意シ^シテ^テ進^進ム^ムコ^コト^トハ
 左^左後^後操^操業^業の^の別^別に^に於^於テ^テ新^新切^切再^再下^下法^法希^希有^有ら^らず
 仲^仲買^買人^人側^側に^に在^在リ^リテ^テ是^是レ^レを^を執^執心^心ト^トシ^シテ^テ進^進ム^ムコ^コト^トハ
 取^取引^引の^の別^別に^に於^於テ^テ新^新切^切再^再下^下法^法希^希有^有ら^らず
 原因^{原因}ニ^ニ由^由ル^ルコ^コト^トハ
 此^此が^が是^是レ^レを^を再^再下^下法^法有^有ら^らず^場に^に於^於テ^テ成^成立^立ス^スル^ルコ^コト^トハ
 之^之を^を再^再下^下法^法有^有ら^らず^場に^に於^於テ^テ成^成立^立ス^スル^ルコ^コト^トハ
 之^之を^を再^再下^下法^法有^有ら^らず^場に^に於^於テ^テ成^成立^立ス^スル^ルコ^コト^トハ



從來ノモノヲ元不初居大条件ヲ付セラシメテ知達ハ等
ノ年猶モ指シハ大コニ成立ト及ホ八金ヲ長ク成原
ニテ止ミ申付
右内申付也

大正支店松尾臣善殿



總裁男爵松尾臣善殿

三

明治四十二年三月十六日

THE BANK OF JAPAN.

總裁

副總裁

理事

總裁宛

大政文局長

三月十日付
三月十七日付

當地四分行下請銀行の第一流の株式仲買人より成心新
 規ノ再下請請求ニ對シ其趣旨ハ至極歡迎スレド諸
 事決定後ニ付此處別ニ一ニ銀行ニ對シ再下請ノ請求ノ
 為スカ又ハ次回ヨリ再下請ノ入ル日、事ハ別幕トシテ今回
 一團トシテノ依頼ハ一先謝絶スル事ニ決定シ取引所側ニ
 次回ヨリトノ事ニテ承知セリ。

電 報 送 達 紙

局 着		局 發		名 氏 所 居 人 信 受	
當 常 信	午 時	午 時	第 三 日	報 局 號	
定 額				三	
フ、ミ、ロ、ウ 如、ノ、ズ、ク ン、ウ、ナ、ム ヲ、シ、ル、ム カ、ワ、コ、シ ヲ、カ、シ、サ 久、マ、ウ、イ フ、フ、ウ、ム 又、一、ワ、ア、ク				事 記 第 三 號 印 附 日 局 着	

THE BANK OF JAPAN.

送致書

初送致

吉井

三月

十日

徳吉俊

信

送致書

大田支店長

三月十日付の送致書

当地一流ノ株式仲買人四人一團トナリ四分公債再
下支ヲ為シ三百萬円乃至五百萬円引交ノ計畫ヲ
リ昨日株式取引所重役ヲ拙者一語アリ拙者ハ今朝是
ノ株式會社三十四銀行頭取ニ移リ詳細郵便

電報送達紙


局着		局發		名氏所居人信受	
受 信 者	受 信 者	受 信 者	受 信 者	受 信 者	受 信 者
工 部 省	工 部 省	工 部 省	工 部 省	工 部 省	工 部 省
十 二 日	十 二 日	十 二 日	十 二 日	十 二 日	十 二 日
分	分	分	分	分	分
日	日	日	日	日	日
報	報	報	報	報	報
局	局	局	局	局	局
電	電	電	電	電	電
報	報	報	報	報	報
第	第	第	第	第	第
一	一	一	一	一	一
號	號	號	號	號	號
六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七
號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送
達	達	達	達	達	達
紙	紙	紙	紙	紙	紙

視
展

第
一
號



電 報 送 達 紙

局 着	局 發	名 氏 所 居 人 信 受	
當 受 信 者	第 號		
時 分	時 分		
字	報 局 號		
定 額			
<p style="font-size: 2em; margin: 0;">11 3 4</p>			
		第 號	
		注 意 若し他人へ宛たる電報の誤送を受けたる場合は、速に電報局に通知し、その誤送の事實を証明せしむべきなり。	
		郵 局 日 時 	

THE BANK OF JAPAN.

各支店より取致

一〇〇ヤメ

メ子コ又 四(ナリ) 五コ 十(ヤメ) ヤチ 八テ ハカ

第二回 四(ナリ) 五コ 十(ヤメ) 大体 前日

ケクゴア アル フリエノチウ ウワ セン

様ノ条件 三行ノ事ニ 決定 三月

ウロ リリクシ コノ ノヒ ヤア イン ワロ ラツ

十五日 表ノ 策 申上 相商 四月 四日

子ロ リマ コム

三月 十一日

親展

海裁

三月十一日午後一時

電 報 送 達 紙

局 着	局 發	名 氏 所 居 人 信 受	
常 寄 者 受 信 價 午 時	付 受 午 時	第 三 月 九	報 局 號 日 分 字
		定 指	2
		電 報 局 着 日 時 分 字	第 號
		電 報 局 發 日 時 分 字	第 號
		電 報 局 着 日 時 分 字	第 號
		電 報 局 發 日 時 分 字	第 號

THE BANK OF JAPAN.

三日月吉昌

統裁

大坂支店長

尚地再下清野村、敷田、竹原、三人今夜出立
上京満事伺且申上、取越三付、以、未、感、面
會、新、了

店支阪大行銀本日

明治 年 月 日

本日発行ノ大阪朝日新聞紙上ニ別項切換キ、
記事掲載者之候、其何レヨリ斯カル事柄ヲ
身ニ必使ヤ明カナラズ小元第一項ト第三項トハ
他ニシテケート領リヨリ出ラ第一項、東京ヨリ出ラ
タル元ノニ非ルカト察セラレ中候、数字等誤謬少
カラス候一共不取致、内報告申上候也

明治四十三年三月八日

大阪支店長

總裁 岡野 松尾 巨善 殿

振替為



Handwritten notes in vertical columns, likely a ledger or account book, with various entries and numbers.

第七夜新聞 第一

引受銀行憂色有り 公債借換に關し有方なる案シテ...

Handwritten notes on the left side of the top page, including '手形交換所聯合大會' and '大阪にて開演し來りし何曾は來月中'.

第七夜新聞 第二

新債の眞成績 初め政府は一億八千餘圓を發行し表面相當の...

Handwritten notes on the left side of the middle page, including '三月八日' and '大阪の物'.

第七夜新聞 第三

第二次借換近し 變少額、葉總辭事件其の他重なる失敗の...

Handwritten notes on the left side of the bottom page, including '景氣附と勸誘主義' and '政府は第二次内債借換に關し既に決心する'.

日本銀行

竹原

借掛公債募集ノ成績ノ良好ニシテ 状況ニ因リ未キノ返敬承仕候 申付奉

御座候事 申上申上 澤山ノ向斗支取 生利ノ取

申上ヨリ全国株主取次所 伊豆人ノ同宛勧誘ニシテ 密着方申上ニ對テハ持 葉ノ入

高ノヶ外ノ一ニテフテ敷料申上ニ付 伊豆人ノ交付スレドモ 全国ノ代位候

通知便宜ヲ承諾シ全国ノ代位候ニ通知 而シテ伊豆人ノ傳ノシノ当地ニハ株主取次

所理ヲ長ク通シ又代理店ノ取掛費今敷料七ヶ外ノ一七五ニ増加致候 申取南來

石伊豆人今敷料一ノ控衝ヲ以テ

取掛新ノ利息外生利ノ取掛有テ向テ 申上申上 澤山ノ向斗支取 生利ノ取

申上申上 澤山ノ向斗支取 生利ノ取

申上申上 澤山ノ向斗支取 生利ノ取

申上申上 澤山ノ向斗支取 生利ノ取

明治 年 月 日

○高橋ノ外ノ
○取掛費
○取掛

日本銀行

去分初
分債一ツ所有之向テ、政府ヨリ借換ク、四割額相半候テ、如何哉、
續クセ、好望トノ迄、入有之、本底高の只、山止ノ中、止多ク候、其随分、
都予ハ、貸付、四、百、万、円、ノ、借、換、申、上、ラ、ル、ト、ナ、リ、未、之、候、由、一、政、在、不、取、敢、買、若、き、
言、下、候、見、

杉原信五郎

着杉原信五郎

明治 年 月 日

為柳

明治四十三年二月廿一日
第一号

目録

印

下請銀行組合より別紙宛へ通り本行へ組合へ契約の関し委任
状提出有之候間御承知置法下度此段得申意候也

明治四十三年二月二十一日

總裁

大藏次官若槻禮次郎殿

信託部
副部長
理事

吉井

印

印

營業第一八〇號

四分利公債再引受ノ儀ニ付當地 シンヂケート銀
 行ハ前便以報告申上外通、昨十七日 銀行集會而
 ニ於テ協議ヲ重シク結果、東京同様 再引受
 ヲ許可スルコトニ決定被ル、唯現場為側ト件
 買人側双方ヨリ日時ニ申上ラ受ケル事トテ
 一方ニ許シテ他ヲ斥クルハ情實ノ許サハル元ノ
 有之、サレバトテ双方ヲ許スハ徒ラニ煩累ヲ増ス
 ノミニ小事トテ其處置ニ困ミタル由ニルニ、結局
 右兩派ヲ折ラ一團トナシ、或百萬圓迄ヲ限、度ト
 シテ再引受ヲ許シ、引受新ハ 現實引受額ニ対

明治 年 月 日

店支阪大行銀本日

シ千分五(五丁銀)ト定メタル由承及以、尤元在引受
類々世間へハ立百萬圓見當トシテ各表改スコトソ
由ニ由座候、

右ニ対シ仲買人側ト現物商側トハ、今回ノ借換ニ於
テ能ク協同取以トモ、其利益関係ヲ^永利久ニ維
持シ得ベキヤハ疑ハシキモノ有之、旁々所取ノ其
会同ヲ若クモセザル横柄ニラ末々確定ニ至ラ
ザルハニ承及候、

右不能取内報告申上候也、

明治三十三年二月六日

大坂支店長

橋本伸吉



明治 年 月 日

店支阪大行銀本日



明治
年
月
日

總裁男爵松尾匡善殿

追伸、此他如島銀行、三井銀行、ト相互引受、契約
取極々以中、此日取扱手續、開合、ソレ、為メ
專行認、以、

(号第)八三子地吉信化院表、之、之、所訂正、(済)

送蔵
留信蔵

梅香
紋

理事

吉井

大

印

印

回分利息債再引交ノ假ニ付 現物為假ト 仲買人假ト
昨日念々一圓トナルコトニ妥協成立ニ 北濱銀
行ハ各シンディケートヲ代表シテ契約ヲ締結シ
其要項左ノ如クナル趣承友也。

一、再引交款ハ各地各シンディケート銀行ガ 現実割
當ヲ受クヘキ額ノ 壹割 宛ヲ 宛キテ 與フルコ
ト

二、現物為假ハ七割、仲買人假ハ各割ノ割合ニシテ
再引交款ヲ付担スルコト

三、再引交款ハ前報ノ通り 千分五トシ 現実再引

明治 年 月 日

店支阪大行銀本日



受取：封シ給付スルコト、

四、再引受ニ係ル國債ハ先ツ之ヲ日本銀行大阪支店

ノ保護預トナシシニテイケト銀行ノ監視ノ下ニ

置クベキコト、

五、斯再引受契約リ永久ニ亘ルモノニ非スシテ今期限

リナルコト、

右市報生中上出也

明治四十三年二月十九日

大阪支店長

松尾伸三



總裁男爵松尾臣善殿

明治 年 月 日

電報送達紙

局著		局發		名氏所居人信受	
營業者	信受者	第一	第	一	私
子	七	五	六	九	九
分	時	分	日	號	局
		字		報	
		定		捐	
		ノ		イ	
		メ		カ	
		カ		ス	
		ヨ		ロ	
		コ		ウ	
		カ		カ	
		事		記	
番		注		名氏所居人信發	
號		意			
第		他			
七		人			
八		へ			
七		宛			
		たる			
		電			
		報			
		の			
		配			
		送			
		を			
		受			
		けた			
		る			
		者			
		は			
		其			
		由			
		を			
		付			
		筆			
		直			
		ち			
		よ			
		之			
		を			
		配			
		送			
		た			
		る			
		電			
		信			
		局			
		所			
		に			
		返			
		戻			
		す			
		へ			
		決			
		て			
		其			
		受			
		取			
		本			
		人			
		へ			
		直			
		送			
		又			
		は			
		手			
		渡			
		す			
		へ			
		か			
		ら			
		す			
		七			
		八			
		七			
		號			
		著			
		局			
		日			
		附			
		印			

ニホレギレノウ
 一ノウサ
 マシ
 FEB 26
 9 0
 7 AM
 7 45



物候
口書而趣
趣
致水登電多早迷
而計可申候
致息

二月三日

松尾臣三郎

若柳
大花
吉助

しあひのたのむはな
のけしきもあはれ
かたじけなくも
まじりていづれ
もなほあはれ
まじりていづれ
もなほあはれ

芳山傳

おれ此を時程に之讀知
著し件に之を記し置け
之振りも之を記し置け
道に之を記し置け
おれ此を時程に之讀知
著し件に之を記し置け
之振りも之を記し置け
道に之を記し置け

小澤貞母閣下



紙 達 送 報 電

局 著		局 發		名 氏 所 居 人 信 受		
受 信 當 務 者	信 受 午	信 受 午	第 一	<p>ト リ カ キ マ シ ク シ テ シ マ ス</p>		
時	時	月	報 局 號			
分	分	日	報 局 號			
<p>20 リ カ キ マ シ ク シ テ シ マ ス</p>				定 指	<p>マ シ カ キ</p>	
<p>事 記</p>				番 號		名 氏 所 居 人 信 受
<p>第 一</p>				注 意		<p>他人へ宛たる電報の配達を受けたる者は其由を付箋に直ちに之を配達したる電信局所に送戻すべし決して其受取本人へ直送又は手渡しからず</p>
<p>印 附 日 局 著</p>				番 號	<p>マ シ カ キ</p>	



二のせき

さくら十一時

コウジイノカニオボハイエス

伊豆塾場子土屋

杉元屋

杉元



四

四月一日

池田

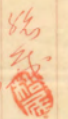


?

四国債先景況宜シカラス昨日迄金融幾分多化ナリト五分利
 付法之債一時ヨリ下落セルト今後モ税金ノ輸納続クアルトヨリ
 下イ先回ヨリ途カニ不成績ナルト恐アリ巨額ノ政府支出ノ仁拂
 莫外経済界ニ資本モ充満シ且五分利付諸公債モ騰貴シ高市官
 庫ヨリモ地方公共団體ノ充カ勸誘アル様市詮議願フ旨三十四
 銀行頭取其外ヨリ申出タリ宜敷願フ

大隈文相長

總裁宛




切手宛



電 報 送 建 紙

局 着	局 發	受 借 人 居 所 名	
當 受 借 信 者	第	3	
午	午		
時	時		
分	分	日	報 局 號
定 指			第
事 記			號
印 隨 日 局 着			第

注意 若し、他人へ宛たる電報の贈送をせられたる方は、其由を付著し、直ちに之を認め、受取人へ直接に送付し、又は手紙に於て之を知らせるべきことなり。



全小標武吉の仲重人、同族せしむ。然し、一二年可也。
スットし、此の事、全小標武吉、色を、又、概かあり、亦、有、其、
と、面、中、又、代、後、武、吉、武、吉、可、く、下、一、七、五、十、加、倍、し、
り、又、他、三、

東谷津

西谷津

川谷津

今谷津

一谷津

千成谷津

下谷津

大谷津

甲谷津

甲子年子月
子月子日
子月子日
子月子日
子月子日
子月子日
子月子日
子月子日
子月子日
子月子日

香施之り

あうまのふり

かすく梯

つらせしおぼ

なすはふ

目見おぼ

ゆめ

きん

二

松尾

致公先師

先生之教

在予心也

予之性也

如天之不可

及也

先生之教

如天之不可

及也

先生之教

此已何所
此已何所
百已何所
百已何所
百已何所
百已何所
百已何所
百已何所

(甲)

日本銀行大阪支店

大元
内
中
外

明治三年 二月二十日

第一回四分利付國債之對こんシシケト銀行より再
 下受ラ受クベク有價證券現物商及株式仲買人、
 係・關シテハ過日來屢次上申仕テ其次第ニ御坐矣又
 今般一昨日調印済ト相成テ下受銀行間、滯書(別
 紙甲号)及北濱銀行ト再下受者間、契約書(別紙
 乙号)字入手仕テ御座御座進達仕テ也

大正支店長 梶原 治

總裁 岡田 松尾 臣善 殿

進テ該再下受者ニ於テハ連名ヲ以テ今日以後教日間

總裁
 梶原
 治
 印
 吉井
 大
 印

秘書 級
 印

第一條 再下清銀行之利息
第二條 再下清銀行之利息
第三條 再下清銀行之利息
第四條 再下清銀行之利息
第五條 再下清銀行之利息
第六條 再下清銀行之利息
第七條 再下清銀行之利息
第八條 再下清銀行之利息
第九條 再下清銀行之利息
第十條 再下清銀行之利息

(甲号)

覺書

今般大阪下清六銀行ヨリ野村徳七外五
名ノ對シ四分利公債額面貳百萬圓ヲ別紙
契約ニ依リ再下清ヲ為サシメタルニ依リ左記
條項ヲ定ム

第一條 再下清契約ノ格式合社北債銀行
名義ヲ以テ締結スル事

第二條 再下清ヲ為サシムヘキ額面貳百萬

圓ノ大阪下清銀行、各自下清額、内ヨ

リ按分比例ヲ以テ割當ツル事

乙号

第三条

再下請手教料ハ實際引受額ニ
討シ額面百圓ニ白金五拾錢ト定ムル

第四条

再下請契約ト定ムル

第六条

及第八条ニ關スル事項ハ附錄

ノ上決定スル事

第五条

再下請人々再下請契約ニ連及シ

タル中ハ下請銀行ハ將來ニ對シ總テノ

取引ヲ拒絶スル事

方ニ通シ候也

明治四十三年二月十八日

再下請契約

今回帝國政府ニ於テ五分利公債借替ノ為メ

新ニ四分利公債ト德國發行セラレ貴行ニ

於テ其下請相成候處右之内拙者共連

帶責任ヲ以テ再下請致度旨申出御承

諾相成候ニ付貴行ニ對シ左ノ條項ヲ契

約致候

第一条

貴行ヨリ再下請ヲ為ス金額ハ額面

貳百萬圓ト致候事

第二条

各下請銀行ノ應募申込以外公衆

ノ應募額総高カ壹億圓ニ滿タサルトキハ
前条再下請額ノ範圍内ニテ其金額
ヲ貴行ニ一任致候事

第三条 再下請手数料ハ實際引受ケタル
金額ニ對シ額面百圓ニ付金五拾錢ト可
致候事

第四条 再下請ヲ為ス國債ノ直段ハ最低
茂行價格ト致候事

第五条 再下請ヲ為シタル本公債ハ額面
百圓ニ付金九拾五圓(相當シタル利息ヲ除ク)

以下ニテ他ニ賣却致サス候事若シ不得
止事情ニ依リ右直段以下ニテ他へ賣却
ヲ要スル時ハ先以テ貴行へ相談ノ上御
指圖ニ從ヒ可申候事

第六条 再下請ヲ為シタル本公債ヲ額面
百圓ニ付金九拾五圓(相當シタル利息ヲ除ク)
以上ニテ他へ賣却致度場合ハ貴行ノ
御承諾ヲ經可申候事

第七条 貴行ヨリ再下請ヲ為スニ付テハ他
ニ對シ更ニ再下請致間敷候事

第八條 再下請ニ依リ拙者共ニ於テ引
受ケタル公債ハ全部貴行ノ指定ニタル
場所へ保管預ケト可致候事

第九條 本契約ハ拙者共連帶ノ責任ヲ
以テ履行可致候萬一本條項ニ違反
スルトキハ大阪下請六銀行ヨリ總テ取
引ヲ拒絶致サルモ決ニテ異議申向
敷候事

以上契約ヲ為シタル證據トシテ記名調印ノ上
貴行ニ差入候也

スレアルトキ價格維持ノ為下請銀行組合ニ於
テ買入ノ手續申出ス成リ了業後概テ申出
之通第法政ノ向^在業新成及此及^及以^以由^由倉
所也

日 月 日

總裁

下請銀行組合

幹事 宛

明治四十三年三月十一日
下請銀行組合
幹事宛
日本興業銀行
總裁 添田壽一

第二回四分利公債額面貳千萬圓也

右下受仕度此段及御通知候也

日本興業銀行

總裁 添田壽一



明治四十三年三月十一日

下受銀行幹事御中

日本興業銀行

日本興業銀行

日本興業銀行

昭和十三年二月一日

野田金

日本興業銀行

本行受託發行此種及他種紙幣

其面額由本行酌定

